

始良市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、始良市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において、始良市木造住宅耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物（これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。）であって、次に掲げる全てを満たすものをいう。

ア 専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるもの）であること。

イ 地上3階建てまでであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたものであること。

(2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することであって、次号の耐震診断技術者により行われるものをいう。

(3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 耐震診断を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。

(2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害

を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、耐震診断に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の総額の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、木造住宅1棟につき6万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、木造住宅1棟につき1回とする。

(耐震診断内容の協議)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、耐震診断に関する契約を建築士事務所と締結する前に、市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断実施計画書（様式第2号）

(2) 耐震診断費用の見積書の写し

(3) 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し
(確認通知書、検査済証、登記簿謄本等)

(4) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）又は市税等を完納していることを示す証明書

(5) 借主（貸主）同意書（借主（貸主）がいる場合）（様式第4号）

(6) 付近見取図（対象住宅の位置が特定できる程度のもの）

(7) 配置図（対象住宅の位置が特定できる程度のもの）

(8) 平面図（延べ面積の算出が可能である程度のもの）

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付を決定することが適当であると認めるときは、様式第5号により通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第9条 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、様式第6号によるものとし、事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第7条第2項の規定により変更を承認したときは、様式第7号により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、様式第8号によるものとし、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書(様式第9号又は様式第10号)
- (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、様式第11号により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 規則第16条の補助金等交付請求書は、様式第12条によるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正な手段により補助金を受けたと認めた場合は、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。